

平成26年4月1日
 平成28年10月29日一部改正
 平成29年4月1日一部改正
 平成31年4月1日一部改正
 令和2年9月25日一部改正
 令和4年4月1日一部改正
令和6年3月31日一部改正

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金
補助金の交付目的	この協議会は、青少年の初発型非行防止に対する市民意識の高揚及び青少年の健全育成を図り、非行のない社会の実現に資することを目的に組織されており、協議会が実施する街頭啓発や研修会等に対して補助を行うことにより、青少年の健全育成の推進に貢献する。
補助金の交付対象者	大津市初発型非行防止対策協議会
補助対象経費	大津市初発型非行防止対策協議会事業経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 報償費 ・ 使用料及び賃借料 ・ その他事業推進に係る費用 上記の経費は全て「大津市補助制度適正化基本方針」による。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助率：補助対象経費の1/2を上限とする。 ただし、予算の範囲内とする。
補助金交付事業の開始時期	平成2年
補助金交付事業の終了時期	<u>令和11年3月31日</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむをえない事情があると認めたときは、補助事業に着手した後に行うことができる（この場合、補助金の交付決定前に発注、購入、契約等をしたものに係る経費は補助対象経費とすることができる。）。ただし、市長が別に定める期限を経過したときは、この限りでない。 ・ 様式の項に規定する大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業実績報告書（様式第7号）の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

<p>様式</p>	<p>① 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付申請書（様式第 1 号） 〔添付〕事業計画書、収支予算書、役員会員名簿</p> <p>② 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）</p> <p>③ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業変更承認申請書（様式第 3 号） 〔添付〕補助金交付決定通知書（写）</p> <p>④ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号） 〔添付〕補助金交付決定通知書（写）</p> <p>⑤ 大津市初発型非行防止対策協議会事業変更承認決定通知書（様式第 5 号）</p> <p>⑥ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 6 号）</p> <p>⑦ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）</p> <p>⑧ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）</p> <p>⑨ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業実績報告書（様式第 9 号） 〔添付〕事業報告書、収支決算書、領収書の写し（明細のわかるもの）</p> <p>⑩ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金確定通知書（様式第 10 号）</p> <p>⑪ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付請求書（様式第 11 号） 〔添付〕補助金確定通知書（写）</p> <p>⑫ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付請求書（様式第 12 号）<u>※事前交付用</u> 〔添付〕補助金交付決定通知書（写）</p> <p>⑬ 大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金返還通知書（様式第 13 号）</p>
<p>担当部署</p>	<p>福祉部子ども未来局子ども・若者政策課</p>

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 役員、会員名簿

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、〇〇〇〇については、〇〇〇〇とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<p>(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付基準の規定を遵守すること。</p> <p>(2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。</p> <p>(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。</p> <p>(5) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後速やかに大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業実績報告書を提出すること。</p>

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	補助金交付決定通知書(写)

様式第4号

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	補助金交付決定通知書（写）

様式第5号

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第6号

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第7号

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付決定補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書等の写し(明細のわかるもの)

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市初発型非行防止対策協議会事業補助事業について、次のとおり大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 ㊟

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		大津市初発型非行防止対策協議会事業
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 額		円
振 込 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		補助金確定通知書 (写)

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 ⑩

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		大津市初発型非行防止対策協議会事業
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
金 融 機 関 振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		補助金交付決定通知書 (写)

大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市初発型非行防止対策協議会事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市初発型非行防止対策協議会事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。